

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	指宿海上保安署（R6）設計その2業務
業 務 概 要	・指宿海上保安署の耐震改修工事に係る意図伝達業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契 約 年 月 日	令和 6年 7月10日
契 約 業 者 名	(株) 益田設計事務所
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区千代3-5-24-201
契 約 金 額	1,320,000円 (税込み)
予 定 価 格	1,430,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙の通り
業 務 場 所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 6年 7月11日
履 行 期 間 (至)	令和 7年 3月14日
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名： 指宿海上保安署（R6）設計その2業務
2. 履 行 場 所： 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
国土交通省 九州地方整備局
3. 随意契約の相手方： 名称 株式会社 益田設計事務所
住所 宮崎県都城市年見町18号2番地
電話 0986-24-8935
4. 随意契約適用法令： 会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

油津港湾合同庁舎(24)耐震改修外設計業務(株式会社益田設計事務所、平成24～25年度)に引き続き、設計業務の一部である工事施工段階で行う設計業務で、設計意図を工事施工者等に正確に伝える業務(以下、「設計意図の伝達」という。)を行うことにより、当該施設の品質確保に資することを主な目的とする。

外 指宿海上保安署

- 2) 当該業務の内容

本業務は、「設計意図の伝達」を主な内容とする。

- 3) 随意契約に付する理由

本業務は、平成24年度に上記業者と簡易公募(拡大)型プロポーザル方式により『設計その2業務』(設計意図の伝達)を、別途随意契約により発注する予定がある旨を条件として契約しており、また、国土交通省告示第15号により『工事施工段階での設計業務』は当初設計者が行う業務とされている。

今回は、設計意図の伝達を行うことで、施工者、監督職員及び監理業務受託者に対して設計図書では完全に表現できない情報を補完するものであり、施工者、監督職員及び監理業務受託者との打合せや工事進捗に伴う詳細な条件設定等への対応など、品質確保の観点からも一連の業務である当初設計業務と密接不可分の業務であるため、本業務を実施出来る者は上記業者に限定される。

このため、会計法29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社 益田設計事務所と随意契約を締結するものである。

営繕部 整備課長